

委 託 設 計 書				設計年月日	令和7年12月26日	
所 属 部 課 名		環境部 廃棄物対策課				
部 長	課 長	補 佐	主 査	担 当	設計者	審 査
委託名称		最終処分場周辺住家水質検査業務委託				
委託場所		千駄堀最終処分場跡地他2か所周辺住家		事 業 期 間	自 令和8年4月1日 至 令和9年3月31日	
設計額		単価の合計 円也		事業実 施方法	請負	
設計概要		別添仕様書のとおり				

松 戸 市

## 委 託 內 訳 書

松 戸 市

# 单 価 表

第1表 单価表

### 試料分析費 11項目（必須項目） 檢查

1 検体当たり

松戸市

# 单 価 表

第2表 单価表

### 試料採取・運搬費（印ば）

1回当たり

松戸市

## 单 価 表

### 第3表 单価表

### 試料採取・運搬費（千駄堀・日暮）

1回当たり

松戸市

## 单 価 表

第4表 单価表

### 試料運搬費（印ば）

1回当たり

松戸市

### 单 価 表

第5表 单価表

### 試料運搬費（千駄堀・日暮）

1回当たり

松戸市

# 最終処分場周辺住家水質検査業務委託 仕様書

## 1 委託名称

最終処分場周辺住家水質検査業務委託

## 2 委託場所

千駄堀最終処分場跡地他2か所周辺住家  
(松戸市千駄堀・印西市松虫・松戸市日暮)

## 3 目的

本業務は一般廃棄物最終処分場の維持管理の一環として、近隣住民との覚書により周辺住家の井戸水について一般飲料水水質検査を行い、地域環境の監視を行うものである。

## 4 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 5 業務内容

一般廃棄物最終処分場の周辺住家にて使用されている井戸水を採水・運搬・分析し、その結果を報告する。

### (1) 採水場所・検査項目数・予定検体数及び検査回数について

採水場所	検査項目	予定検体数	予定回数	年間検体数
千駄堀最終処分場跡地周辺住家	11項目	4検体	4回	16検体
印ば最終処分場周辺住家(印西市)	11項目	22検体	6回	132検体
日暮最終処分場周辺住家	11項目	2検体	4回	8検体

※ 対象となる住家は変動することがある為、事前に協議して定める。

### (2) 検査実施時期について

場所	項目数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
千駄堀	11			●			●			●			●
印ば	11		●		●		●		●		●		●
日暮	11			●			●			●			●

※試料採取費・運搬費

印ば 6回  
千駄堀・日暮 4回

### (3) 水質検査の内容について

検査は下記の表に掲げるものについて、水質基準に関する省令（平成十五年五月三十日厚生省令第一百一号）に基づいて、環境大臣が定める方法（平成十五年七月二十二日厚生省告示第二百六十一号）で行うものとする。

番号	項目	11項目
1	一般細菌	●
2	大腸菌	●
3	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	●
4	塩化物イオン	●
5	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	●
6	pH値	●
7	味	●
8	臭気	●
9	色度	●
10	濁度	●
11	亜硝酸態窒素	●

### (4) 検査結果の報告について

採水後、検査結果について報告書を2部作成し、2週間以内に市へ提出すること。

## 6 その他注意事項

- (1) 採水を行う技術員の名簿を作成し、提出すること。
- (2) 検体数は予定数であり、状況によって変動することがある。
- (3) 採水をする技術員は、名札を着用し、各住家において身分証を提示して、住人の了解を得てから採水を行うこと。
- (4) この業務にて得た個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）により取扱うものとする。
- (5) この仕様書は本業務の大要を示すものであり、業務上当然履行しなければならない事項については、この仕様書に記載されていない場合でも、監督職員と協議のうえ履行するものとする。

# 最終処分場周辺住家水質検査業務委託



## 最終処分場周辺住家水質検査業務委託

